

小中学校退任校医・薬剤師感謝状贈呈要綱

昭和62年3月9日 制定

(目的)

第1条 小・中学校児童生徒の、健康衛生管理に対する永年の功労に対し、感謝状を贈呈するものとする。

(基準)

第2条 小・中学校医・薬剤師として、永年勤務し退任した者とする。

1. 勤務年限は、20年以上とする。
2. 勤務年数は、通算年数とする。

(方法)

第3条 教育長が感謝状を贈呈するものとする。

(時期)

第4条 贈呈の時期は、退任後直ちに行うものとする。

(その他)

第5条 本要綱の実施について必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年3月9日から施行する。